



# 新型コロナワクチン接種情報

## 実施期間は9月30日(金)まで

～対象となる人で、接種を希望する人は、早めの接種を検討してください～

問い合わせ  
保健センター  
☎367-1300

**7月5日時点の情報です。**国の方針の見直しに応じて内容を変更する場合があります。最新情報は市ホームページなどで確認してください。

## 追加接種(4回目接種)

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の「重症化予防」を目的として実施しています

### 【4回目接種対象者】

3回目接種から**5か月**が経過した

①**60歳以上**の人 ②**18歳以上59歳以下**で基礎疾患のある人、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める人

### 【接種券の発送】

①**60歳以上**の人 3回目接種から5か月が経過する1週間前までに、順次発送します

②**18歳以上59歳以下**で基礎疾患のある人など 発行申請が別途必要です

接種券の発行申請  
発送スケジュール  
はこちら >>>>



1・2回目接種時に、基礎疾患のある人として優先接種の事前申請をした人と、6月1日時点で身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている人のうち、3回目接種が完了している人は、4回目接種の可能時期にあわせて接種券を発送します。4回目接種対象者の②に該当するかについて、必ず、事前にかかりつけ医に確認してください

### 【使用するワクチン】

1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらずファイザー社製ワクチン、武田/モデルナ社製ワクチンです。

### 【接種の予約】

接種券が届いた人から予約できます。ただし、**3回目接種から5か月以降の日程を予約**してください。

## 1・2回目、3回目接種も継続して実施しています

新型コロナワクチン接種の1・2回目接種(5歳以上)、3回目接種(12歳以上)を希望する人への接種も継続して行っています。それぞれの接種対象者へ順次接種券を送付していますので、実施医療機関や予約方法について、同封している案内や市ホームページを確認してください。

3回目接種によりオミクロン株感染に対する感染・発症予防効果や入院予防効果が回復します。3回目接種の対象となる人は早めに接種を検討してください。



●電話予約 午前9時～午後5時30分(土・日・祝を除く)

●インターネット予約 24時間(土・日・祝も予約可)

大阪狭山市新型コロナワクチンコールセンター

<https://v-yoyaku.jp/272311-osaka-sayama>

**0120-795-666**

フリーダイヤルです。電話料金はかかりません

※詳しい予約手順は広報誌7月号を確認してください



## 再び、感染が拡大しています

「オミクロン株」の変異型による感染が急拡大しています。

特に、猛暑日が続かなかで、冷房使用時も適度な保湿・換気をお願いします。

### 基本的な4つの感染防止対策を徹底しましょう



少しでも症状がある場合は、早めに検査を受診しましょう

## 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

申請期間

15日(月)～令和5年2月28日(火)

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少などが生じている世帯を支援するため、特別給付金を支給します。 ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く

**対象児童** 平成16年4月2日(特別児童扶養手当受給者は平成14年4月2日)～令和5年2月28日生まれの児童 **支給対象者** 対象児童を養育する父母などで、①令和4年度市町村民税均等割が非課税の人、②1月1日以降の家計が急変し、市町村民税均等割が非課税と同水準になっている人 ※①のうち児童手当と特別児童扶養手当受給者は申請不要 **支給額** 児童一人につき5万円(審査後に随時振り込み)

**必要書類** ①②共通/本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)の写し、振込口座が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)の写し、児童と別居している場合は児童との関係性を確認できる書類(住民票、戸籍謄本など)の写し

②給与明細など令和4年1月以降の任意の1か月の収入額がわかるもの、年金受給者は公的年金収入がわかるもの(年金通知書など) **申請方法** 市役所子育て支援グループで配布する申請書と必要書類を〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。

15日(月)～令和5年2月28日(火)消印有効 ※申請書は市ホームページからもダウンロード可。ホームページからのダウンロードが困難な場合は問い合わせてください

**問い合わせ** 厚生労働省子育て世帯生活支援特別給付金(そのほか世帯分)コールセンターフリーダイヤル☎0120-400-903、子育て支援グループ☎366-0011

## 新型コロナウイルス感染症の労災補償

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災補償給付の対象になります。

●感染経路が業務によることが明らかな場合 ●感染経路が不明の場合でも感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した可能性が高い場合(例:複数の感染者が確認された労働環境下での業務、顧客などの近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など) ●症状が持続し(罹患後症状があり)、療養などが必要と認められる場合 ※医師・看護師や看護の業務に従事する人については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象。詳しくは厚生労働省ホームページを確認してください

**問い合わせ** 羽曳野労働基準監督署☎072-942-1309、大阪労働局労働基準部労災補償課☎06-6949-6507

## 大阪府が18歳以下の子どもに一万円のギフトカードを配布

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの府民生活への影響を踏まえ、子どもたちを支援するため、プッシュ型でギフトカードなどを7月下旬から配布しています。届かない場合は問い合わせてください。

**対象** 18歳以下の子ども(6月30日時点で住民基本台帳に記録されていて、令和5年4月1日時点で18歳以下の子ども) ※令和5年2月28日までに出生届が提出され、住民基本台帳に記録された子どもも対象です

**問い合わせ** 大阪府子ども教育・生活支援事業問い合わせ窓口☎06-6944-7442(午前9時～午後5時30分。土・日曜日、祝日など休日を除く)

## 移動販売等導入事業補助金

地域産業の発展と地域経済の活性化を図るため、市内で新たにキッチンカーまたは移動販売車を導入して移動販売を実施する中小企業・個人事業主に対し、導入に係る経費の一部を補助します。

**対象** 市内で新たにキッチンカーなどによる移動販売を開始する中小企業・個人事業主で、次のすべての要件を満たしていること ●市内に主たる事業所などを有していること ●保健所に対してキッチンカーなどによる移動販売に係る営業に必要な申請、届け出をしていること(予定も可) ●取り扱い商品は原則食品とすること(ただし、移動販売車については食品以外の日用品なども取り扱い可) ●市税の滞納がないこと ●公序良俗に反しないものであること **対象経費** 車両購入費・改造費(キッチンカーなどの購入、製作に要する経費)、設備導入経費(機械装置、工具・器具備品、そのほか付帯する費用) ※補助金の交付決定前に発注、購入、契約などを実施したものは対象になりません **補助金額** 上限30万円(対象経費の1/2以内の額) ※申請書類など、詳しくは市ホームページを確認してください

**問い合わせ** 産業振興・魅力創出グループ☎366-0011